

電子申請の可能な労働基準関係手続

◆ 労働基準関係手続のほとんどは、パソコンから、インターネットで電子申請を行うことが可能です。

◆ e-Gov(イーガブ、電子政府総合窓口)のページ(<http://www.e-gov.go.jp/>)で電子申請ができる手続(主なもの)

労働基準法関係

- ・ 時間外・休日労働に関する協定(36協定)届
- ・ 就業規則(変更)届
- ・ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届

労働者災害補償保険法関係

- ・ 療養補償給付たる療養の給付請求書
- ・ 療養給付たる療養の給付請求書
- ・ 療養補償給付たる療養の費用請求書
- ・ 療養給付たる療養の費用請求書
- ・ 休業補償給付支給請求書/休業特別支給金支給申請書
- ・ 休業給付支給請求書/休業特別支給金支給申請書
- ・ 未支給の保険給付支給請求書/未支給の特別支給金支給申請書
- ・ 療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書
- ・ 特別加入申請書(中小事業主等)
- ・ 特別加入に関する変更届(中小事業主等)
- ・ 特別加入脱退申請書(中小事業主等)
- ・ 特別加入申請書(海外派遣者)
- ・ 海外派遣に関する報告

労働安全衛生法関係

- ・ 労働者死傷病報告
- ・ 特定元方事業開始報告

◆ 労働保険適用徴収・電子申請のページ(<http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/>)で電子申請ができる手続(主なもの)

労働保険適用徴収関係

- ・ 概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・ 概算保険料の延納の申請
- ・ 労働保険事務の処理の委託
- ・ 保険関係成立届
- ・ 名称・所在地等変更届

◆ 労働基準関係手続の電子申請を行うには、特定の認証機関から電子証明書を取得していただく必要があります。

(e-Gov関連・・・<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/certificate.html>)

(徴収関連・・・① 労働保険適用徴収・電子申請のページ左上の「御利用方法」をクリック

② 「事前準備」をクリックし「3. 電子証明書」の項目を参照)

取得いただいた電子証明書は、他省庁の電子申請にもご活用いただけます。(<http://www.e-gov.go.jp/link/application.html>) ただし、手続によって利用可能な電子証明書が異なりますので、ご注意ください。

◆ 電子申請についてのお問い合わせ先

〈e-Gov関連〉

電子政府利用支援センター

(http://www.center.e-gov.go.jp/tmsself16/htdocs/H_Faq001.jsp)

電話 ※毎日(土日祝含む)9時～19時

・ナビダイヤル 0570-041041

・オペレーターによる応対 03-5339-6512

FAX

03-5339-6514 ※毎日(土日祝含む)24時間

電子メール

上記URLの「電子メールでのお問い合わせ」をクリックし、現れた様式に記載して送信してください。 ※毎日(土日祝含む)24時間

〈徴収関連〉

労働保険電子申請サポートセンター

(労働保険適用徴収・電子申請のページ左上の「お問合せ先」をクリック)

電話 ※平日9時～17時

・ナビダイヤル 0570-063154

・オペレーターによる応対 03-5339-6712

e-Govについては
「電子政府」で検索もできます。

電子政府

検索 